

改善報告書

令和4年7月29日

1. 大学名：桐生大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-3

- 私立学校法第37条第3項に定める理事の業務執行の状況についての監事による業務監査が行われていないため、早期に業務監査の実施に関する体制、計画などを整備し、実施するよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目5-3について

本学園では、学校法人桐丘学園寄附行為第15条（監事の職務）及び学校法人桐丘学園監事監査規則第3条（監査の対象）により、理事の業務執行の状況について監査の対象として定められており、以下のとおり業務監査の体制・計画を整備し、監査を実行した。

(1) 業務監査の体制整備

監事、内部監査室、法人事務局職員から構成される体制を整備した。

(2) 監査方針・計画の作成

エビデンス「令和3年度 学校法人桐丘学園の業務監査について」に記載のとおり、当該会計年度の方針・計画を立案した。

(3) 業務監査の実行（教学監査も含む）

令和3年度の学校法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について監査を実施した中で教学監査も併せて実施した。当該教学監査（令和4年3月29日に実施）では監事が教学関係者（学長、副学長）から対面で業務状況全般の説明を受けたうえで、主に内部質保証、教学業務の分野について聴取及び資料等の確認を行った。

(4) 監査報告書の作成

「監査報告書」を作成した。

(5) 理事会・評議員会への報告等

- ① 監事は監査報告書を令和4年5月24日に理事会・評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果を報告した。
- ② この際監事は学校法人の業務及び理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べた。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5-3の資料

- ・ 令和3年度 学校法人桐丘学園の業務監査について

- ・ 監査報告書
- ・ 教学監査の概要